

. 施策と事業

組織づくり、現状と課題の整理等を受けて、ここでは男女共同参画計画の「基本目標・施策・事業」等の計画の主要部分の作り方を考えます。

1 . 計画の構造と体系

【POINT】

計画は、基本構想と基本計画（実施計画）の性格を持つものです。

計画策定においては、他分野との関連を「男女共同参画社会づくり」の視点を持って横断的・総合的に捉えていきます。

総合的な取組みを進めていくために、大きく分けて「目標」 - 「施策」 - 「事業」を体系だて構成します。

(1) 男女共同参画計画の性格

行政の策定する計画には、基本構想、基本計画、実施計画の3つの種類があります。

基本構想は、長期的な視点に立って、市町村の将来の姿を示す基本概念となります。その後策定する基本計画や実施計画は、この基本構想の実現手段として位置づけられます。

基本計画は、基本構想で示す将来像を実現するための施策によって構成されます。

実施計画は、基本計画の実現のための実行計画書として位置づけられます。前年の事業内容と次年度の事業計画及び予算額を明記し、年度内での実現を目指した具体的な事業計画とする必要があります。

男女共同参画計画は、上記の基本構想と基本計画の内容によって構成される場合が多く、概ね10年程度の中長期的計画となることが一般的です。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、計画中間年で見直す必要があります。

(2) 計画の総合性

男女共同参画計画は、人権分野をはじめ保健・医療、児童・高齢者福祉、雇用・労働、教育・学習など広範な分野の施策と密接な関連を持っており、それらを『男女共同参画社会づくり』という横断的な視点で捉え直し、一元的に位置付けていくことが求められます。

例えば保健・医療では、全ての人々の健康維持が前提ですが、特に女性の場合、その身体的な特徴から健康管理への配慮が必要となります。育児については、女性にその負担がかかることが多いことから、育児への共同参画が求められているところです。また、就労面では、少子高齢社会における女性労働力への期待などから、仕事と育児や介護の両立が可能となる環境づくりが求められています。

このように、社会のあらゆる分野において、「男女共同参画」の視点を持った施策展開が求められています。

このため既存の計画や施策のうち、男女共同参画の視点からの見直しが必要な部分については随時見直しを行うとともに、新たに策定される計画については、男女共同参画の視点をもって計画が策定されるよう、働きかけていきます。

(3) 計画の構造

計画は、総合的な取組みを進めていくために「体系性」を持つことが必要です。

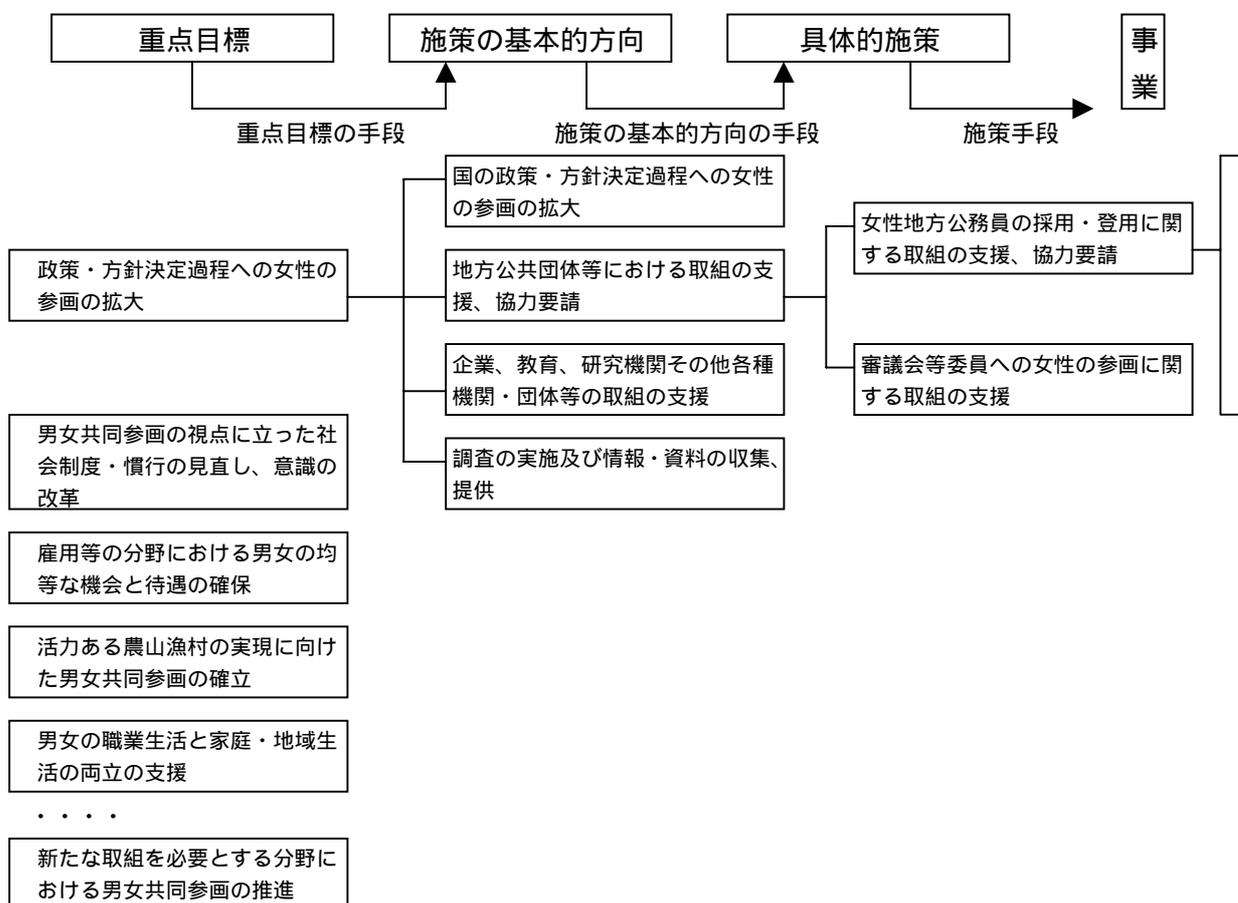
施策体系は、一般的に、「目標」 - 「施策」 - 「事業」と区分されており、「目標」を達成するための手段として「施策」が、施策を達成するための具体的な方法として「事業」が位置づけられます。

さらに、「目標」を達成するための施策展開にあたっての底流となる考え方を示す「基本的視点」を設定します。

【国『男女共同参画基本計画』の体系】

国の『男女共同参画基本計画（第2次）』では、12の重点目標をあげ、さらに、施策の基本的方向、具体的施策、事業と続き、全体は4段階の構成となっています。

図4-1 男女共同参画基本計画の体系



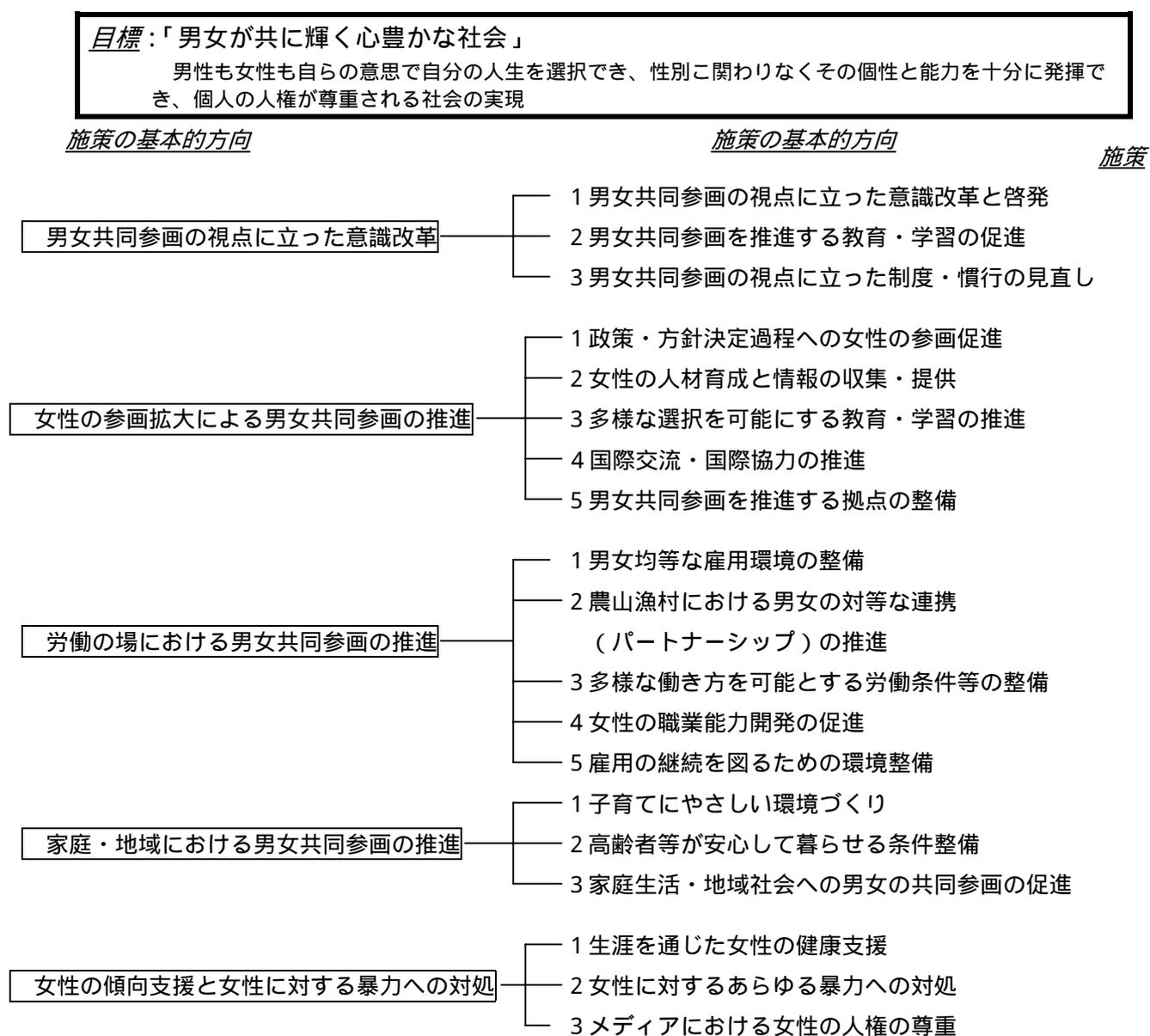
【岩手県「いわて男女共同参画プラン」の体系】

岩手県の計画では目標 - 施策の基本的方向 - 施策の展開方向 - 施策（事業）の4層となっています。

他市事例でも、目標から施策・事業に至るまでの体系は、3層であるものから5層のものまで様々であり、決まった形はないといってもよいでしょう。

重要なことは、計画の理念や目標が施策と事業によって計画的、段階的に達成できるように体系づけを行うことです。

図4-2 いわて男女共同参画プランの体系



2．計画策定の実行手順

【POINT】

計画策定は以下の4つのステップから行います。

ステップ1：課題の把握

ステップ2：施策の体系化

ステップ3：施策（事業）のはりつけと立案

ステップ4：数値目標の設定

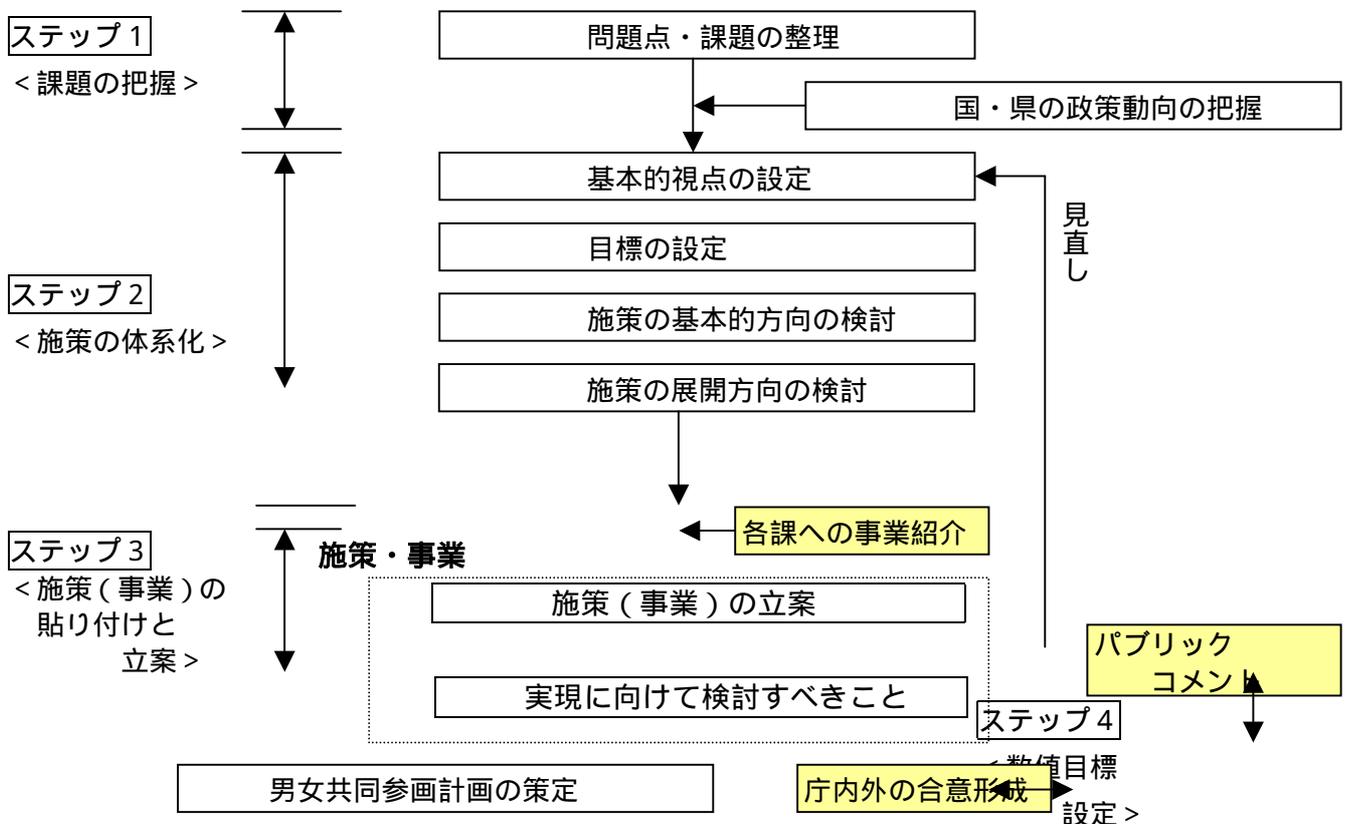
施策（事業）の貼り付けと立案にあたり、庁内各課への現行事業の照会を実施します。

計画の概要が固まった段階で、住民懇談会やインターネットホームページを活用するなどして、事前に案を公表、住民からの意見を募集し、最終的な施策（事業）に反映させます（パブリックコメント制度）。

(1) 計画策定の流れ

策定作業は、大きく4つのステップから捉えるとよいでしょう。詳細には、からの8つの段階をふんで計画をつくりあげます。

図4-3 計画策定の流れ



(2) 計画策定の方法

4つのステップごとに、計画策定の方法を提示します。

ステップ1：課題の把握

問題点・課題の整理

計画策定にあたり、章「基礎調査」の「2．地域の状況」や「3．住民意識調査の実施」により得られた結果をもとに、地域の問題を整理します。

国・県の政策動向の把握

国・県の動向については、章「1．世界・日本・岩手県の動き」(9 ページ)にまとめてありますので、参照して下さい。

ステップ2：施策の体系化

基本的視点の設定

男女共同参画社会の実現は普遍的な目標であり、市町村によって異なるものではありません。したがって計画立案にあたっての底流となる「基本的な視点」は県等の事例を参考にし、設定することが望ましいでしょう。

表4-1 いわて男女共同参画プランにおける基本的視点

基本的視点

男女の人権の尊重

- ・ 男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。
- ・ しかし、私たちの周りには、歴史的・文化的に形成されてきた性差が存在し、個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されます。
- ・ 全ての人が一人の人間として敬意が払われ、自分の意思で自分らしく生きるための権利を尊重する必要があります。

男女の参画機会の平等

- ・ 男女共同参画社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を高め、女性を取り巻く課題に気付き、問題を解決する力を身につけていくことが重要です。
- ・ その上で、政策・方針決定過程への参画等を促進し、政治的・経済的・文化的なあらゆる分野での男女の参画機会の平等を実現していく必要があります。

男女の連携（パートナーシップ）の確立

- ・ 男女共同参画社会を実現するためには、男女相互の理解と人権尊重の上で、家庭・地域・職場等における男女の対等な連携の確立に向けて、行政や企業をはじめ、全ての県民がその実現に努力していく必要があります。

目標の設定

男女共同参画計画は、男女共同参画社会の実現を目指すための計画です。

地域に応じた男女共同参画社会の将来像を、住民にとって、わかりやすく、受入れやすい言葉や親しみやすいキャッチフレーズで表現するなど工夫するとよいでしょう。

表4-2 目標の例

県・市名	目 標
盛岡市	「男女がともに参画する社会の実現」 1 みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり 2 みんなでつくる、調和のある家庭生活と社会生活 3 みんなで支える、安心して暮らせる環境づくり 4 みんなですすめる、男女共同参画のまちづくり
花巻市	「男（ひと）と女（ひと）が、自立し、対等な人間として尊重し合い、 ともに参画するまち」 男女が互いを尊重し認め合うまち 男女ともに自立し支え合うまち 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち 男女ともにいきいきと参画できるまち
北上市	1 互いを認め合う社会をつくろう・・・男女の人権の尊重 2 子どもの未来をともに担おう・・・子育てにおける男女共同参画の推進 3 家庭や地域の慣行を見直そう・・・家庭や地域における男女共同参画の推進 4 働きやすい職場をつくろう・・・労働の場における男女平等の推進 5 政策や方針の決定に参画しよう・・・政策方針決定の場における女性の参画の推進
雫石町	1 誰もが尊重される社会をつくろう 2 誰もがあらゆる分野において個性や能力を發揮できる社会をつくろう 3 誰もがいきいきと働くことができる社会をつくろう 4 誰もが生涯にわたり安心して暮らせる社会をつくろう 5 誰もが生きがいと心の豊かさを得られる社会をつくろう
滝沢村	1 意識づくり 互いに認め合い、心豊かに暮らす意識づくりをしましょう 2 環境づくり 責任を分かち合い、積極的に能力を生かせる環境づくりをしましょう 3 社会づくり 制度をみんなで学び、誰もが自分らしさを創造できる社会づくりをしましょう

施策の基本的方向の検討

男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開するにあたって、その基本的方向を検討します。

検討にあたっては、県や他市町村の事例を参考にしつつ、地域の問題や課題の解決の方向を明確にした基本的な柱として設定します。

ただし、この「施策の基本的方向」は、市町村計画の場合「目標」（行動目標としている市町村もあります）と一致するケースが多くみられます。

表 4 - 3 A市男女共同参画プランの施策の基本的方向

目標 = 施策の基本的方向	現状・課題
男女平等への意識変革をめざす教育・学習の推進	<p>固定的な性別役割分担意識に対する男女の考え方のずれ、社会慣習・慣行や通念、また企業等組織の中の制度や考え方にも、性別役割分担を前提としているものが数多く残っていることが、女性が女性であることによって生き方を制約されたり、困難に直面するという現実があります。</p> <p>女性の人権の確立と男女平等を、実質として具現化することが必要です。そのためには、性別役割分担意識の変革を「新しい価値・文化の創造」と位置づけ、あらゆる教育・学習の場において積極的に取り組んでいくことが求められます。</p>
労働における男女平等の実現	<p>女性を「家庭責任の本来的な担い手」として固定的に位置づけ、女性の労働を「家計補助」あるいは「結婚や出産までの一時的な労働」と見なす考え方や、家庭責任に関わる労働の価値は無償という考え方を前提としてつくられてきた現在の社会や企業のシステムは、女性が働きやすい環境となっていないのが現状です。</p> <p>従来の労働観から脱却し、家庭責任と職業上の責任の両立を男女共に可能にしていくことが求められます。</p>
地域、家庭、社会における男女共同参画の促進	<p>女性は、例えば全就業人口の約4割を占め、また地域活動の実質的担い手であるにも関わらず、決定権限のあるポジションには男性が就いているというように、政策・方針など意思決定過程への女性の参画は立ち遅れています。また男性においては生活の比重は職場におかれ、地域や家庭への参画が進んでいないのが現状です。</p> <p>男性は職場中心の意識を地域や家庭に向けていくこと、女性は意識決定の責任を自ら担うことへの姿勢と取組みが求められます。また、子育てや介護は、男女が共に担うもの、社会全体で支えるものという意識の普及と具体的支援整備も求められます。</p>
女性の自立を支援する福祉の推進	<p>女性は男性に比べて経済基盤が脆弱な環境に置かれがちなため、高齢者やひとり親家庭など、社会福祉制度の対象者になったときも、男性に比べより困難な状況に陥りやすく、そのことへの不安が女性の自立を妨げる要因となっています。</p> <p>女性の人権を尊重する視点に立ち、困難な状況を抱えても個として自立し、多様な生き方が可能となるよう幅広い対応ときめ細かな支援のあり方が求められています。</p>
基本的人権としての女性の性の尊重と心身の健康支援	<p>女性が生涯を通じて健康を自己管理し、性と身体を含む自分の人生について選択し、自己決定する権利を保障する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、女性に対する偏見や差別意識によって繰り返されてきた売買春や家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント等「女性へのあらゆる暴力」に対する理解と認識は十分浸透していないのが現状です。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立に向けて女性の主体的取組みを促すとともに、男性や社会への働きかけを行う必要があります。また、女性に対する暴力を防ぐ意識の醸成と共に、その根絶に向けた取組みが求められます。</p>
国際的ネットワークの形成と交流の促進	<p>環境問題や地域紛争、開発途上国における貧困など地球規模で取り組むべき課題においては、女性に与える影響を考慮し、その解決の過程に女性の地位の向上を位置づけることが必要となっています。</p> <p>男女平等は一つの国の中だけで達成されるものではなく、達成に向けた取組み方や経済援助のあり方など、各国の女性問題解決のための成果を相互に活用できるような、国境を越えたネットワークが不可欠です。</p>

表 4 - 5 B市男女共同参画プランの施策の基本的方向

目標 = 施策の基本的方向	現状・課題
<p>女と男、ともにつくる社会を進めるための意識づくり</p>	<p>男女共同参画社会を実現する上で大きな障害となっているのは、女子差別撤廃条約の批准を契機に、男女雇用機会均等法の制定など法制度の整備は進みつつあるにもかかわらず、意識の上では「男は仕事、女は家庭」に代表される男女による固定的な役割分担が根強く残っていることです。</p> <p>一人ひとりの基本的人権の尊重に基づいた男女平等や人間としての自立の意識が重要です。</p>
<p>女と男、ともにつくる社会を進めるための環境づくり</p>	<p>女性の地域活動への活力や生涯学習に対する情熱には目を見張るものがあります。しかし、政策・方針決定の場への女性の参画はまだ少なく、労働の場においても、女性の働く権利の保障と能力への評価が平等とはいえません。</p> <p>これからの社会は、男女がともに政治・経済をはじめとする社会のあらゆる分野に参画して、生活者としての視点や感性を反映させ、生きがいと活力ある社会を形成することが重要です。</p> <p>そのためにも、女性自身が日頃の実践の成果を社会的に生かすことのできる力をつけるとともに対等に活躍できる環境づくりを進める必要があります。</p>
<p>女と男、ともにつくる社会を進めるための生活づくり</p>	<p>生活をめぐる要素が大きく変化している中で、今求められているのは男女がともに自立し、生き生きと心豊かに暮らせる社会の実現です。</p> <p>そのためには、男女がともに築く家庭づくりを促進するとともに、誰もが安心してくらすための保健・医療・福祉・安全施策を充実することが重要です。また、外国籍市民などが安心して暮らせるための支援を行う地球市民としての連帯を深める必要があります。</p>

施策の展開方向の検討

施策の基本的方向(目標)で設定した柱ごとに施策の展開方向を検討していきます。
 施策の基本的方向の柱ごとに何が課題であるのか、その課題を解決するために何が求められているのかを検討しつつ、施策の展開方向を設定していきます。
 具体的にどのように施策へと展開しているか、事例をみてみましょう。

表4-6 A市男女共同参画プランにおける施策の展開方向

施策の基本的方向/施策の展開方法	施策の展開方法における課題	課題から求められること・必要なこと
男女平等への意識変革をめざす教育・学習の推進		
1 学校におけるジェンダー教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 性別役割分担意識が学校行事をはじめとした学校生活全般に持ち込まれる傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育カリキュラムにおける男女平等教育の充実を図ることが必要である。 教職員に対する男女平等の理解を深めるための研修を充実するとともに、指導方法等の研究を進める必要がある。
2 男女平等観を形成する生涯学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自発的意志に基づいて生涯を通じて行う学習は、女性のエンパワーメントや男性の地域・家庭参画においても重要な意味がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な学習ニーズやライフステージの課題に対応した学習機会の充実などが求められている。 女性問題に関する講座の充実や男性や働く女性の参加機会拡大が必要である。
3 男女平等観に基づく家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭におけるしつけや大人の教育姿勢などが子どもの男女平等観に影響を与えることから、家庭・親への教育が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意識の基礎となる家庭教育の充実を図るとともに、家庭教育に関する相談へのアドバイスを行える体制が求められる。
4 男女平等を実現するための調査研究と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等社会の実現のために女性学の成果の活用や研究者との連携、市職員の意識づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題にかかる調査研究及び情報提供に努めるとともに、市職員が女性問題への視点を学ぶための研修などを充実させることが求められている。
労働における男女平等の実現		
1 働く場における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性はパートタイム労働や派遣労働など不安定な就業形態を余儀なくされるほか、職場における配置や昇進・賃金などの男女格差、職場慣行なども残っている現状がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における男女格差の早急な解消や、派遣労働等における労働条件の改善や権利保護を求める必要がある。 在宅ワーク等新たな就業形態について、関連諸法の適用促進等対策を進めることも急務である。
2 働く女性のエンパワーメント支援	<ul style="list-style-type: none"> 自営業や農業に従事する女性の労働に対する評価が与えられない傾向があり、また職場においては職業能力形成の機会均等など改善の必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業能力の育成・強化に対する支援とともに起業や職業選択の可能性拡大に対する支援が求められている。 商工自営業や農業に従事する女性については、労働への適正な評価や家庭責任と労働観の見直し、労働関連法の適用等労働条件の向上が求められている。
3 家族的責任をもつ男女労働者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性が職業生活と家庭生活を両立させるために、育児や介護等、家族的責任を男性とともに社会全体で分かち合うことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族的責任を分かち合うという認識の下に、保育や介護施策の充実、労働時間の短縮など社会的取組みが求められている。

表 4 - 7 A市男女共同参画プランにおける施策の展開方向

施策の基本的方向 / 施策の展開方法	施策の展開方法における課題	課題から求められること・必要なこと
地域、家庭、社会における男女共同参画の促進		
1 市の政策・方針決定の場への女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> 市の政策や方針に女性の立場や意見を反映させていくため、意思決定の場への女性の登用を積極的に推進することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会や協議会等への女性の参画を推進するとともに、市女性職員や激職員の管理職への登用、女性職員の職域拡大が求められている。
2 まちづくりへの男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題に取り組む女性の活動が活発化していることから、まちづくりのリーダーとして力をつける女性の育成と支援が必要である。 地域とかがわりの希薄な職業を持つ男女が地域活動へ関われる支援システムが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動を担う女性の能力向上のための学習や女性リーダーの養成への支援が求められている。 男性の参加を促進するための働きかけとともに市民の主体的活動を支援する活動拠点や施策の展開が求められている。
3 子育てにおける男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 性別役割分業観や家族の縮小等により女性の子育てに関する負担が拡大していることから、男性や地域社会全体における子育てへの関わりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性の子育てへの参加を促進する体制の充実と地域の子育て支援や社会全体で子育てを支えるための支援体制の整備が求められている。
4 要介護者をもつ家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の介護や看護は女性が多くを担ってきたが、介護を社会全体が担うものであることを前提とした支援策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性が介護参加できるような研修や学習機会を設けるとともに、介護に関わる人材の養成や要介護者をもつ家庭の支援体制等、社会全体での支援体制の充実が求められている。
女性の自立を支援する福祉の推進		
1 高齢女性の生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> 本格的高齢社会において女性高齢者が、経済的・精神的に自立して生きることは、社会の活性化のためにも重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な自立のための就業の場の整備や高齢者の能力や経験を生かす活動の場の充実とともに、高齢者が安全で安心して暮らせるための住宅環境整備や救急体制などの整備が求められている。 要介護高齢者に対する福祉施策の充実が求められている。
2 障害のある女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害と女性であることによる二重のハンディキャップを負いがちな障害のある女性が自立し、主体的に生活できるための支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 働く場の確保や地域交流や活動の場等を整備し、障害者の社会的自立を支援することが求められている。 介護支援サービスの充実や相談機能の充実による障害者の地域生活の支援が求められている。
3 ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭においては、家計と家事・育児を一人で担うことによって、多くの困難と負担を抱えており、生活の安定と自立への支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の生活支援施設やサービス内容の充実を図るとともに、相談事業や各種制度の利用促進による生活の安定と自立を図ることが求められている。

表 4 - 8 A市男女共同参画プランにおける施策の展開方向

施策の基本的方向 / 施策の展開方法	施策の展開方法における課題	課題から求められること・必要なこと
女性の自立を支援する福祉の推進		
1 生涯を通じた女性の心身の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康管理について配慮されない傾向があったことから、女性自身の意識的健康への配慮と男性の理解等、社会全体での健康への機運醸成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 性の自己決定やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及啓発に努めるとともに、ライフステージに応じて自身の健康管理ができるような情報提供や知識の普及、健康相談等女性の心身の健康維持と増進に対する総合的な支援が求められている。
2 人権としての性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 女性の人格を無視し「モノ」として商品扱いする風潮が売買春や女性への暴力の温床となっていたことから、人権としての性の尊重について社会全体の認識として取り組む必要がある。また、暴力被害にあっている女性の救援策を講ずる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪やセクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力に関する社会意識の醸成のための啓発活動が必要である。また暴力等による援助が必要な女性に対しては、相談事業の充実や緊急な避難施設の整備が求められている。 メディア等における性の一方的・固定的なイメージを流布・助長することがないように社会全体での商品化の防止に取り組むことが求められている。
3 思春期における性に関する教育と相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「性」は学校・家庭・社会等の領域でタブー視されてきたが、性差や身体的しくみのみならず、人権としての性に対する教育の充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「性」を人間の生き方にかかわる問題として捉えることができるような教育の充実のために、教職員への研修が求められている。 思春期の男女やその家族が性に関する悩みを相談できるようなカウンセラーの配置や相談事業の充実が求められている。
国際的ネットワークの形成と交流の促進		
1 女性の国際協力・交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な取組みに関わる上では、相互の理解と女性間の連携を図っていくことが必要である。また、地域に暮らす外国人女性の暮らしやすさへの配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 世界各国との連携を図る上で、各国の女性問題の情報収集と理解のための学習機会の提供が求められている。また、国際交流のための人材育成にも取り組むことが必要である。 地域に居住する外国人女性の暮らしやすい環境のために、生活・健康等への支援が求められている。

表 4 - 9 B市男女共同参画プランにおける施策の展開方向

施策の基本的方向 / 施策の展開方法	施策の展開方法における課題	課題から求められること・必要なこと
女と男、ともにつくる社会を進めるための意識づくり		
1 男女による固定的な役割分担の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「男性と女性の地位」の平等観は低く、性別役割分担意識が根強く残ることが、女性が自らの生き方を主体的に選択し、個性と能力を発揮する時の障害になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・学校・企業等における制度・慣習の見直しを図るように啓発活動の充実を図るとともに、男女平等を推進する指導員や女性団体の育成、情報提供等により、男女ともに意識改革を進める必要がある。
2 人権を尊重し、男女平等と自立を図る教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育においては男女の平等及び相互の協力・理解が指導要領に盛り込まれ、家庭科の男女共修が実現されているが、男女の平等が人権の問題であることの - 層の理解・浸透を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域等あらゆる分野において幼い頃から男女が対等な立場で互いを尊重しあうとともに、自立の意識が体得できる環境であることが必要である。そのために学校や家庭、生涯学習等を通じて啓発を推進することが求められている。
3 命と性と心の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪や性の商品化、セクシュアル・ハラスメントが社会問題となっており、性の知識と性を尊重できる教育が必要である。また、母性機能を尊重するとともに、その認識を深めることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権尊重の観点から性を大切にできる機運を広く高め、互いを思いやる心の教育が求められている。 女性自身が、母性機能の重要性に対する自覚と責任を持つとともに、それによる社会的差別を生まない社会づくりが求められている。
女と男、ともにつくる社会を進めるための環境づくり		
1 政策方針決定の場への女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活に深い関わりのある政策や方針を決定する各種審議会、委員会への女性委員の登用を進めてきたが、さらに女性委員のいない審議会・委員会を解消する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定の場へ女性が男性とともに参画し、女性の視点を反映させることが重要であることから、女性の参画を進めるために、女性自らが自己開発に責任をもち参画できる実力をつけることが求められている。
2 ともにつくる地域社会	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動における日常的な活動は女性が担っているにもかかわらず、意思決定への関わりは低い状況にある。女性も役職へという意識は高まりつつあるものの、自身についてみると、役職に就きたくないというのが現状である。 	<ul style="list-style-type: none"> 住みよい社会をつくっていくためには、男性も、常に地域活動に参加できるゆとりをもつとともに、女性が積極的に参画できる実力をつけることも求められている。
3 ともに働く条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の改善等により管理職等への女性の登用も進んできたが、職場における男女不平等な待遇や農業等自営業における女性労働への無報酬など男女平等には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 働くことは、性別に関わらず人間にとって基本的な義務であり権利であることから、女性の働く意志を尊重し、その能力を発揮できる労働環境の整備とともに、農業、商工業等自営業における男女共同参画を推進していく必要がある。

表 4 - 10 B市男女共同参画プランにおける施策の展開方向

施策の基本的方向 / 施策の展開方法	施策の展開方法における課題	課題から求められること・必要なこと
女と男、ともにつくる社会を進めるための生活づくり		
1 ともにつくる家庭生活	<ul style="list-style-type: none"> 家事・育児・介護などの家事労働に対し、若い世代を中心として男女が共同で行うという意識が広がってきているが、まだ男女による固定的な役割分担が慣習として根強く残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から家族全員で家事・育児・介護などの家族的責任を担って家庭生活を営んでいくことの大切さを認識するとともに、一人ひとりが生きがいをもてる家庭づくりへの支援が求められている。
2 社会で担う育児・介護	<ul style="list-style-type: none"> 従来の家庭の果たしてきた役割や機能が変化し、子育てや介護に対する悩みや不安を抱えている人が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを生み・育てること、高齢社会を安心して暮らせることを社会全体の問題として捉え、子育てや介護支援のための環境整備を家庭や地域、行政が連携を図りつつ進めることが必要である。
3 高齢者の生きがいづくりと生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進展する中で、老後への不安を持つ者が非常に多いのが現状である。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が生き生きと自立した生活を送るために経験や知識・技術を生かした活動の場を整備するとともに、年金や相談などによる安心できる生活への支援が求められている。
4 障害者・ひとり親家庭などの生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭では仕事や家事等負担をすべて一人で負うことから、精神的・肉体的な疲労に陥りやすく、子どもへの影響も懸念される。また障害をもつ人は雇用等の面で冷遇されることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭については、その状況に応じた経済支援や生活支援、また、相談、指導の充実を図るとともに、障害者については自立した生活のための支援体制の整備が求められている。
5 生涯に渡る健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> 不規則な生活や食生活の乱れ等に起因する生活習慣病や女性の妊娠・出産に伴う身体の変化と女性特有の疾病等により心身の病的状況にあるものも少なくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共に生き生きと暮らすためには、健康であることが大切であることから、健康教育や検診などの機会充実と健康づくり意識の醸成を図ることが必要である。
6 快適で住み良いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 女性は日常生活と密着している身近な環境問題等に関心をもって学習・実践してきたが、町づくりは男性中心となる傾向がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共にまちづくりの意志決定に参画し、学習・実践の成果を発揮することが求められている。また、外国人が安心して生活できるような情報提供や環境づくりを進めることが必要である。

ステップ3：施策（事業）のはりつけと立案

施策の展開方向を具体的に推進するための手段が施策（事業）です。「 施策の展開方向」ごとに施策（事業）を体系的に展開していきます。

【各課への事業照会】

施策の体系に事業を貼り付けるにあたり、各課への事業照会を行います。事業照会はアンケート形式で行い、現行施策（事業）について、以下3点を明らかにしましょう。

男女共同参画社会づくり関連事業の概要・予算

関連事業の男女共同参画社会づくりという視点からみた場合の問題点

男女共同参画社会づくりの推進にあたり新たに取り組むことのできる事業や意向

アンケート票を回収したのち、「施策の展開方向」ごとに分類整理します。

現行事業の問題点に対して、男女共同参画社会の実現という観点から、現行事業の充実の方向、改善の方向性を明らかにしていきます。

現行事業の充実・改善の方向については、例えば、「審議会等における女性委員数の拡大」が事業として挙げられている場合を考えてみましょう。女性審議会委員数は増加しているように見えても、実際には同じ人材が複数の審議会に出席しているような場合も多くみられます。重複を避け、なるべく多くの女性が政策・方針の場に参画できるように改善する必要があります。また「男女共同参画意識づくりフォーラムの開催」が事業となっている場合はどうでしょうか。フォーラム参加者の顔ぶれが同じだったり、男性の参加がみられないなど、現行事業をより効果的に展開するための方向についても検討していきます。

さらに、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって、現行事業以外に新たに取り組むことのできる施策（事業）の展開可能性や意向を把握し、施策（事業）立案に取り入れていきます。

表 4 - 11 各課アンケートの結果の整理例

アンケートを整理します

施策の基本的方向	施策の展開方向	アンケートを整理します			
		課名	事業概要	予算額	問題点/意向
男女共同参画の視点にたった意識改革	男女共同参画の視点に立った意識改革と啓発				
	男女共同参画を推進する教育・学習の推進				
	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し				
・・・					

アンケート結果を分類整理

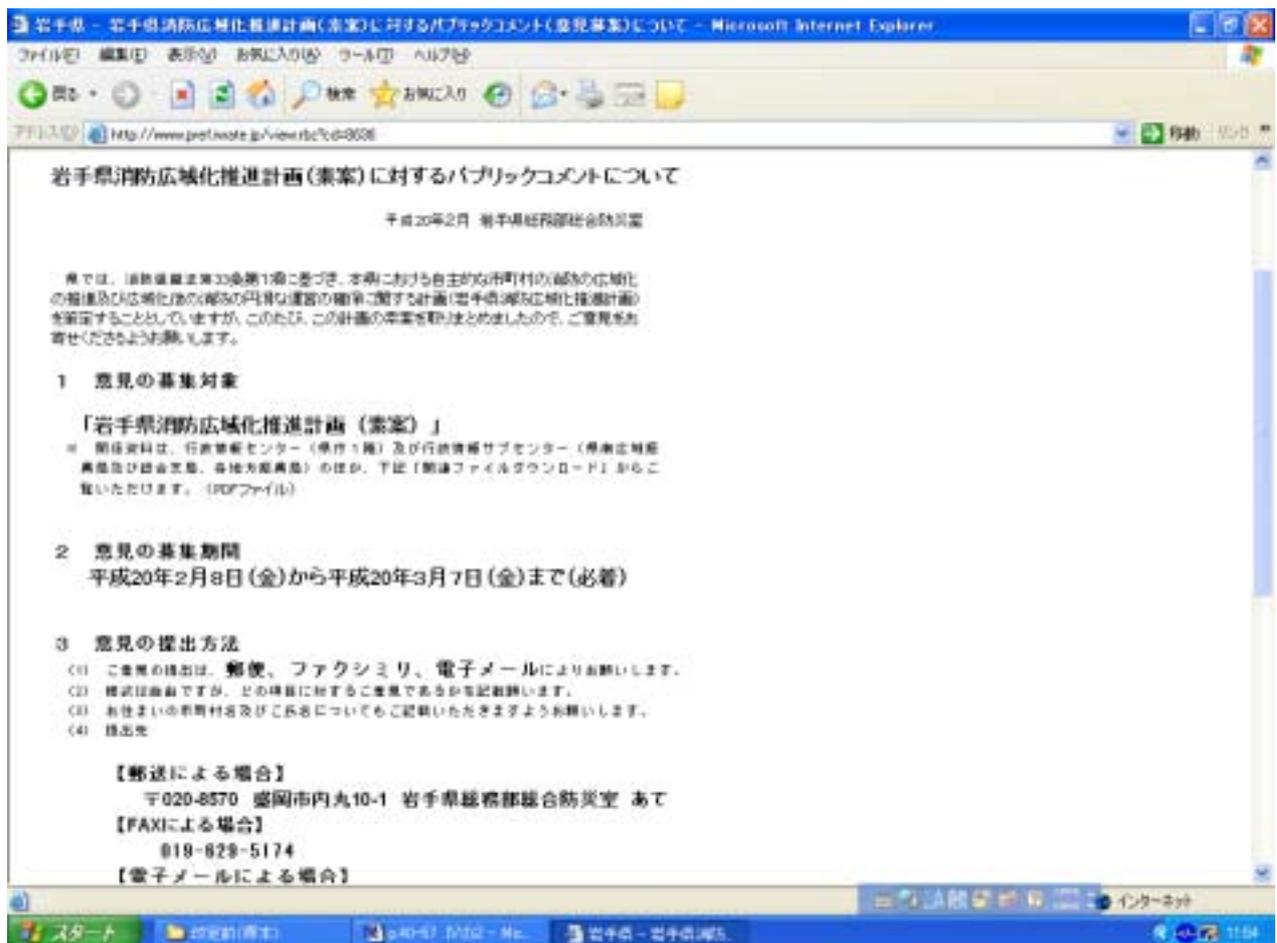
担当課からみた男女共同参画社会づくり推進上の問題点

【パブリックコメントの募集】

施策の体系化あるいは、事業までが出そろった段階で、インターネットホームページや住民懇談会等を活用し、住民からパブリックコメントを募集します。

計画のとりまとめに、寄せられた意見を反映させます。

図4-4 岩手県におけるパブリックコメントの募集（例）



資料) <http://www.pref.iwate.jp/>

ステップ4：数値目標の設定

計画の着実な推進を図るためには、進行管理が必要です。その方法の一つとして、数値目標を設定し、達成状況を点検するという方法があります。

男女共同参画の施策は、広範多岐にわたり、また道路建設などの土木事業と違って物理的に把握することが困難である施策が多いため、どの程度進捗したかが非常に分かりにくいという問題があります。これを客観的に示すために、数値目標の設定が必要となります。

柱立てに沿って、例えば女性の審議会委員数等最低2～5つ程度の数値目標を設定するようにしましょう。以下に「いわて男女共同参画プラン(改訂版)」における数値目標例を示しますので参考にしてください。なお、必要であれば年度単位あるいは、計画の中間年等に見直すようにしてください。

表4-12 「いわて男女共同参画プラン」における数値目標

項目	目標値				備考
	単位	H15 現状	前期目標 (H17年度)	後期目標 (H22年度)	
意識改革					
男女共同参画の周知度 (男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている住民の割合)	%	44.5	-	80.0	
市町村における男女共同参画計画の策定率	%	25.9	47	100	
男女共同参画に関するイベント・研修参加者数	人	18,000	20,000	20,000	
男女共同参画サポーターのいる市町村の割合	%	69	80	100	
フォーラム家庭教育等参加者数	人	21,359	23,350	28,350	累計値
県立学校における保育・介護体験を実施している割合	%	64.6	67.1	73.4	
社会慣習の中での男女の不平等感の割合	%	71.6	-	60	
女性の参画拡大					
審議会等における女性委員の比率	%	29.6	33	50	
県職員管理監督者に占める女性の割合	%	11.2	12	15	
教職員の管理職に占める女性の割合	%	24.1	24.1	25.0	
体育指導委員女性比率	%	29.4	29.5	30.0	
スポーツ・リーダー・バンク女性比率	%	16.7	17.2	18.6	
女性人材リスト登録数	人	1,080	1,200	1,500	累計値
男女共同参画サポーター認定者数 (うち男性の占める割合)	人 %	226 5	300 7.5	550 15	累計値
各大学開放講座参加者数	人	4,088	4,400	5,200	累計値
語学研修国際理解研修の受講者数	人	3,215	3,650	4,400	累計値
男女共同参画拠点施設	か所	-	-	1	累計値
労働					
女性の再雇用制度導入企業の割合(正規従業員)	%	20.1	49.8	60.0	
育児・介護休業者生活資金貸付金利用件数	件	61	65	75	累計値
育児休業制度定着率	%	87.2	90.9	100	
介護休業制度定着率	%	75.0	82.1	100	
育児休業取得率(男性)	%	0.9	2.6	7	
(女性)	%	75.1	76.4	80	
家族経営協定締結農家数	戸	588	800	1,000	累計値
農業農村指導士に占める女性の割合	%	49.2	50	50	
J Aホームヘルパー資格取得者数	人	2,284	2,400	2,700	累計値
農村女性の起業家数(個人)	人	143	155	170	累計値
(グループ)	グループ	170	180	220	累計値
農協正組合員に占める女性の割合	%	13.7	20	25	
女性の農業委員の割合	%	6.8	8	10	
林業女性グループ数	グループ	10	12	15	
女性の漁業士数	人	8	10	12	
コミュニティ・ビジネス起業化支援件数	件	20	40	90	
女性の再就職率	%	30.6	38	43	
ファミリー・サポートセンター事業実施力所数	か所	4	5	12	累計値

2. 計画策定の実行手順

項目	目標値				備考
	単位	H15 現状	前期目標 (17年度)	後期目標 (H22年度)	
家庭・地域					
延長保育実施可能保育所の割合	%	50	60	100	
一時・特定保育実施保育所数	か所	98	147	172	累計値
休日・夜間保育実施保育所数	か所	20	27	47	累計値
乳幼児健康支援一時預かり実施施設数	か所	4	5	22	累計値
保育所待機児童数	人	174	0	0	
子育てサークル数	団体	144	150	172	累計値
子育てサポーター養成数	人	102	120	200	累計値
放課後児童クラブ設置数	か所	143	164	232	累計値
児童館数	か所	138	140	142	累計値
子育て短期支援事業実施施設数	か所	8	9	13	累計値
児童家庭支援センター相談件数	件	639	696	770	
高年齢者雇用率	%	13.5	14.3	15	
養護老人ホーム入所者数	人	937	1,058	-	累計値
ケアハウス入居者数	人	523	619	-	累計値
生活支援ハウス入居者数	人	145	279	-	累計値
介護保険施設入所定員数（介護老人福祉施設）	人	5,413	5,992	-	累計値
介護老人保健施設	人	4,989	5,309	-	累計値
介護療養型医療施設	人	1,038	1,232	-	累計値
在宅介護支援センター設置力所数	か所	188	197	-	累計値
障害者雇用率	%	1.60	1.85	1.93	
障害者社会参加促進事業実施市町村の割合	%	25.9	66.1	100	
年間総実労働時間数	時間	1,944	1,855	1,800	
有給休暇取得率	%	52.0	63.5	63.5	
健康支援・暴力対処					
65歳未満の年齢調整死亡率（女性）	人口10万人対	94.7	92.3	81.7	
健康教育実施力所数	か所	10	10	10	
乳児死亡率（出生千人当たり）	人	2.9	3	3未満	
周産期死亡率（対象者千人当たり）	人	5.2	4.5	4	
母子保健等相談件数	件/年	1,104	1,700	2,160	累計値
DVに関する周知度 （DV防止法の内容を知っている住民の割合）	%	35.5	-	70.0	
DVに関する相談担当者研修参加者数	人	98	350	1,000	累計値

【庁内外の合意形成】

目標の設定～施策または事業までの体系ができあがる途中の各段階で、庁内と庁外の合意形成を図る必要があります。

素案を庁内関係課に諮り必要があれば修正をした上で、庁内推進会議等の庁内会議、懇話会等庁外会議に諮ります。庁内会議および庁外会議の合意形成ができるまで、修正を行い、全ての合意が得られた段階で、初めて計画が決定されます。

図4-5 計画書の合意形成

